



内容であるにも関わらず、施設側が期限の延長を求めてきたことを説明せざるを得ないことを了承して頂く必要がある。以下に今回質問を記載する。

### (質問1) ホームページに記載されている説明会に関する虚偽事項について

ホームページに説明会に関する虚偽記載を行っている事に関する説明を求める。

遺族の説明会開催希望を「アルプスの森(代表：宇津慎史)」側が無視し続けてきた項の記載がなく、むしろ説明会希望を聞いて「アルプスの森(代表：宇津慎史)」側が直ぐに対応している印象を与える虚偽記載を行っている。非常に悪意に満ちた記載と認めざるを得ない。

当初、確かに遺族としては、事故後に当然説明会は実施されるものとして待っていたので、説明会の希望は特には出していなかった。

しかしながら事故報告書(令和5年1月16日作成)の内容があまりにも、事故直後に得ていた情報と乖離していたため、吹田市(令和5年3月15日)の担当課から「アルプスの森(施設長;宇津慎史)」に遺族が説明会を希望している項を伝えて貰ったところ、「アルプスの森(施設長;宇津慎史)」側の回答として以下の内容を伝えられた。

「吹田市からアルプスの森(宇都慎史氏)に、悠生君の両親が事故についての説明及び、今回の事件に関して対応した安全対策の内容説明を行う公聴会を希望している項を説明も、アルプス側は法的な必要はなく、そのような希望に応えるつもりもないとの事。また公的な文章などでの安全対策内容の作成も希望したが、それに応じるつもりはなく、必要性も感じていないとのこと。」

上記電話でのやり取りを反映し、説明会の開催に関して回答書(令和5年3月16日作成)に以下の記載がある。

#### ●回答書(令和5年3月16日作成)に記載してある内容

説明会実施の予定について

本件事故については、事故直後、全ての利用者に説明させて頂いております。従って、改めて当社が本件事故について説明会を実施する予定はございません。

(令和5年3月16日の回答書より一部抜粋)

従って、少なくとも令和5年3月16日の時点で、遺族は説明会の開催を希望しているにも関わらず、「アルプスの森(し施設長;宇津慎史)」は説明会を拒否していることが「アルプス

の森(施設長;宇津慎史)」が作成した文章で残っている。この拒否があったため、遺族側は説明会を公に開く事を希望した署名活動を始めた。

そのような状況にも関わらず、ホームページでの説明では以下の様になっている。

●ホームページにおける説明会開催に関する記載内容(令和5年6月13日確認)

5 説明会開催等について

ご両親の代理人をされていた弁護士と当事業所の代理人弁護士は令和4年12月27日に面会しておりますが、その際にご両親が説明会の開催を希望されているとお話しはありませんでした。

ご両親が作成されたものと思われる質問事項書においても、説明会の開催をご要望されているかのような記載はございませんでした。

当事業所を利用されている他の児童のご両親からも、説明会の開催を求めざるご要望はありませんでした。

これらの事情から、当事業所は今回の事故に関する説明会開催は予定しておりませんでした。

しかし、令和5年3月30日に、吹田市の担当者から説明会を開催した方が良いとの連絡があり、ご両親も希望されているとの情報が入ったため、当事業所は、ご両親に対し、同年4月26日付書面において、説明会を行う意思があることを伝えております。

このホームページに記載している内容では、施設側は令和5年3月30日になるまで遺族が説明会開催の希望をしていないことになっており、施設側が説明会開催を拒否してきた事実を隠蔽している。ホームページにこのような虚偽事項を掲載することについて、どのようにお考えかを教えて頂きたい。

**(質問2) ホームページ上の謝罪を何度もしたとの虚偽記載について**

悠生君の命を奪ったことに関し、まともにも一度も遺族に対して謝罪をしていないことの自覚がない事に驚愕を覚える。何度も謝罪したと考えている理由を明確にして頂きたい。

「何時」、「どこで」、「誰が」。「どのような形」で、誰に対して謝罪をしてきたのか、明確にして頂きたい。

確かに事故当日及び、その翌日は悠生君の母親に対して、児童発達支援管理責任者である宇津雅美は、謝罪の言葉を述べていた。しかしながら、3日以降はそのような発言はなく、また悠生君を真面目に捜索している態度を見せなかったため、悠生君の母親は「顔も見たくない」と発言している。その後、実際にあまり顔は合せていない。悠生君の父親に対しては、一度も謝罪の言葉は述べていない。

施設長である宇津慎史は、一連の経過の中で一度も悠生君の両親に対して謝罪の言葉は発していない。

その状況下において悠生君が見つからない状態が続いた12月15日に、あまりにも宇津兄弟(宇津雅美および宇津慎史)の不誠実な対応が目立ったため悠生君の母親は、電話にて宇津雅美に怒りをぶつけている。

その翌日(12月16日)に悠生君が発見された時には、悠生君の両親は、宇津雅美に対し悠生君に会って謝罪する様に懇願した。しかしながら、前日の宇津雅美に対して怒りをあらわにした電話の内容が不当だとし、その電話の内容に関し悠生君の母親が謝罪しなくては、悠生君に会いに行かないと施設長(宇津慎史)は発言している。

そのため、少なくとも宇津兄弟(宇津雅美、宇津慎史)は、悠生君に対して謝罪する気持ちはない事を表明している。

遺族としては、この宇津兄弟(宇津雅美、宇津慎史)の遺族に対する謝罪要求が異常に感じられ理解の範疇を超えていたため、その真意について質問している。この質問に対して施設側の回答は以下の様になっている。

#### ●回答書(令和5年3月16日作成)に記載してある内容

代表者が清水様へ謝罪要求を行ったのは、前記清水巫佳里様のご発言に対するものであり、特に命を持って償うことを要請するものであったため、これは言いすぎでは無いかと考えたことによるものです。

但し、現時点で謝罪を要請するものではございません。

(令和5年3月16日の回答書より一部抜粋)

上記回答書の記載内容から判断し、宇津兄弟(宇津雅美、宇津慎史)は、施設側が悠生君の命を奪った事案よりも、宇津雅美が受けた暴言の方が重要な謝罪に値する事案であると認識したことが解る。

また現時点において謝罪を要請しないと言った主張を行っていることから、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」の行った謝罪要求自体は妥当であると、この時点においても判断している事が伺える。

勿論、悠生君への誠意を見せることを、吹田警察署の時点で踏みにじった事(虚偽の言い訳を理由に吹田警察署に来なかった事)のまともな釈明は、今に至るまで一切ない。

さらには、その後「アルプスの森（施設長：宇津慎史）」は、虚偽内容を基に悠生君の母親が行っている Twitter に対し批判する文章を遺族に送り付けてきているが、そこには以下内容の記載がある。

●Twitter 内容に関するクレーム文（令和 5 年 4 月 28 日着）

「通知会社がはっきりと認識した日付は不明ですが、清水亜佳里様は、令和 5 年 2 月下旬から同社周辺で本件事故に関する聞き込み調査等のご活動をされるようになりました。この際、清水亜佳里様は通知会社の従業員等に話しかけることは無く、以前に宇津に対して「顔を見たくない」等と発言されていたこと、清水様のご依頼された弁護士が同月 24 日に辞任される際、別の代理人が選任される旨述べられてことなどから、同社が清水様に対し、同年 3 月 16 日付回答書を郵送したこと以外は、通知会社から積極的に働きかけることは控えておりました。」

（令和 5 年 4 月 28 日のクレーム分より一部抜粋）

すなわち、「アルプスの森(代表：宇津慎史)」側も回答書(令和 5 年 3 月 16 日作成)以外は、遺族にまともにも接触していない事も認めている。さらにはここでの記載における、「清水亜佳里様は通知会社の従業員等に話しかけることは無く」の記載も「アルプスの森(代表：宇津慎史)」側の異常性を際立てる内容である。

悠生君の母親が故に関する聞き込み調査等の活動を始めた背景には、「アルプスの森(代表：宇津慎史)」が提出してきた事故報告書(令和 5 年 1 月 16 日作成)の内容があまりにも虚偽記載が多すぎたため、「アルプスの森(代表：宇津慎史)」側に不信感を募らせた結果である。そのような状況下にも関わらず、施設側は普通に従業員等に話しかけることを想定した記載内容になっている。あまりにも遺族の感情を理解していないことが伺える。

さらに同回答書（令和 5 年 3 月 16 日作成）には、悠生君が見つかった時に、宇津兄弟（宇津慎史及び、宇津雅美）が遺族に対しての要請した謝罪は、現在は要請しないと記載していたのみであり、謝罪の言葉は存在しない。

一方、令和 5 年 6 月 12 日作成の事故に関する説明を記載したホームページの内容は以下のように、両親に対して何度も謝罪と記載している。

●ホームページにおける謝罪に関する記載内容(令和 5 年 6 月 13 日確認)

当事業所は、行方不明となった直後から、X 君のご両親に対して何度も謝罪し、行方不明となった原因等も説明し、情報提供に努めて参りました。

当方としては、一度もまともにも「アルプスの森(代表：宇津慎史)」側が謝罪を行っていること認識もしていなければ、一番の被害者である悠生君に関しては、「アルプスの森(代表：宇津

慎史)」側は謝罪するという認識すら持っていないと認識している。それどころか、遺族側に「アルプスの森(代表：宇津慎史)」が、謝罪要求をしたと認識している。

「何時」、「どこで」、「誰が」、「どのような形」で、誰に対して謝罪をしてきたのか、明確にして頂きたい。またこの謝罪内容が社会通念上、広く認められるものであるかは、謝罪内容を明らかにして判断する必要がある。

### **(質問3) ホームページ上に遺族に対して謝罪要請をしたことの記載がない件について**

ホームページ上において、「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」は何度も悠生君遺族に対して謝罪をしたとの虚偽記載を行っているにも関わらず、悠生君への誠意を見せることを、吹田警察署の時点で踏みにじり(虚偽の言い訳を理由に吹田警察署に来なかった事)、遺族に対して謝罪要求をしたことの記載がない。

非常に一方的であり、自己都合に基づいた非常に悪意のある記載を行っている。この点についてどのようにお考えかを明記して頂きたい。

上記の、施設側が何度もしたという謝罪内容と同様に、この施設側が遺族側に突き付けてきた謝罪要求の内容も、社会通念上、広く認められるものであるかを公にすることで判断する必要がある。

### **(質問4) ホームページでの事故の公開が異常に遅くなった件についての記載がない**

遺族側のホームページ上での事故説明に関する記載希望を「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」は拒否し続けてきた。しかしながら半年以上経って、やっと事故について施設のホームページに記載することを了承した。このホームページ記載を決定した理由を明示して頂きたい。

今までの数多くの「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」側が行って来た不誠実な態度から勘案すると、署名活動を通し世間に広く浸透しつつあるため、「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」側が、これ以上の事故の隠蔽が不可能と捉えたからであり、ホームページでは自己都合に合わせた内容のみを記載すれば良いと考えたとしか思えない。

## (質問5) ●●氏が現場に出向いていたと虚偽記載している件

●●氏が行方不明になって同じ時間帯にジャンパーが脱ぎ捨てられていた場所に出向いていたという以下のような虚偽記載を行っている事に関し説明を求める。

### ● ホームページ記載内容(令和5年6月13日確認)

特に責任を感じていたのはAであり、行方不明となった同じ時間帯に、X君のジャンパーが脱ぎ捨てられていた場所へ出向くなどして、手がかりを得ようとしておりました。

悠生君が行方不明であった時は、悠生君の父親は川の搜索を担当し、母親は現場での搜索に携わってくれている方々との情報交換の役割を担っていた。すなわち母親は情報交換のために場所を移動する事は極力避け、事故当時に搜索のために消防署の職員が搜索本部を置いていたジャンパー発見場所近傍にいる事を心掛けていた。

さらには悠生君が行方不明になった時間帯は夕方であり、消防や警察との翌日の予定確認の時間帯であり、通常勤務を終えた学校の先生等が駆けつけてくれる時間帯でもあり、悠生君の母親は確実に搜索本部を置いていた近傍に居るようにしていた。

また悠生君の両親としては、悠生君が川に飛び込んだ時の気持ちを理解する為とその時間帯は確実にジャンパー発見場所近傍に行き、川の水面を眺めるのが日課になっていた。飛び込んだと考えられるジャンパー発見地点は、ちょうどビルの間からの太陽が水面を照らしている光景だったので、悠生君は反射する水に心を奪われてしまったのかと考えて、搜索をしてきている方々と話をしていた。

しかしながら行方不明の搜索を行っている期間。事故3日日以降、●●氏に一度も悠生君の両親は会っていない。従ってここでも虚偽記載を行っている。

このような内容の虚偽記載を行うことができるのは、悠生君の搜索にまともに携わって来なかったため、悠生君の親が行っていた役割分担も理解しておらず、現場に顔を出して来なかったためであると思われる。

すなわち、この虚偽記載は、「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」側が如何に悠生君の搜索をまともに行って来なかったかの証明にもなっている。

ただ事故後数日間、宇津兄弟(宇津慎史および宇津雅美)は、同時時間帯に何度か悠生君の母親に合っている。従って上記のような虚偽記載は、直ちに嘘であることが判明すると理解できるはずであるのにも関わらず、ここで同内容の記載を行っていることに関しては不明である。

なぜこのような直ぐに虚偽であると解る記載を平気で行えるのか、遺族としては理解できないので説明を求める。

#### **(質問6) ●●氏の行動(叫びながら探した)に関する虚偽記載の件**

事故報告書(令和5年1月16日)及び回答書(令和5年3月16日)に多くの虚偽記載が認められることから、事故そのものについての質問はしなかつてもりであったが、目撃情報との確認が必要なことから、●●氏が悠生君の名を叫びながら探していた場所を、地図を使って説明して頂きたい。また●●氏が電話していた場所と時間も確認して頂きたい。

#### **●ホームページの記載内容(令和5年6月13日確認)**

そのため、Aは堤防の車道を東側に進みながらX君の発見に努めました。その際、Aは通行人に「子供が走っているのを目撃しませんでしたか?」と聞いたり、X君の名を叫びながら探していました。

#### **(質問7) 施設の従業員が積極的に早期発見に努めたかと思わせるような虚偽記載の件**

施設の従業員が積極的に早期発見に努めたかと思わせるような虚偽記載を行っている点に関しての宇津雅美氏・宇津慎史氏の見解を明確にして頂きたい。

#### **●ホームページの記載内容(令和5年6月13日確認)**

X君の発見は警察等の関係者が中心となって行っておりましたが、当事業所も複数の従業員が自転車や双眼鏡などを使用するなどして、連日X君の早期発見に努めておりました。

警察、消防員、さらには多くの悠生君の関係者(支援学校の先生、デイサービス「フラップ」の職員、支援指導員、保護者など)多くの方々が悠生君捜索に多大なる支援をして頂いた。

その中で、宇津兄弟(宇津慎史・宇津雅美)及び「アルプスの森(代表者:宇津慎史)」の従業員達の対応状況が目につく状況(川をあまり見ておらず、従業員同士で話しているだけや、川を見ていても一か所に留まって眺めているだけの状態が続いた)」であった。

そのため、悠生君の両親が宇津雅美氏に対し、川の中央などは肉眼では見えないので双眼鏡などを使って確認して欲しいや、川の下流の方はどうしても確認がしにくいので下流の



方の捜索に力を貸して欲しいと述べている。

ここで始めて双眼鏡や自転車を導入したと考えられる。一方、悠生君の父親は捜索時、自転車で一日3回は、事故現場から観察可能な河川の下流に移動しながら川の両岸から川を観察していた。しかしながら、下流の方では「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」関係の人達以外としか会っていない。

さらには別件でも「積極的に早期発見に努めた」と考えられない事案があったので、そちらは別件で、「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」に状況を尋ねている状態である。

当該施設の従業員が積極的に早期発見に努めたという事実はない。

悠生君の捜索に加わってくれた多くの方々は、宇津兄弟(宇津慎史・宇津雅美)の異常ともとれる不誠実な態度が目についたため、共に情報交換を行っていたが、ここでの情報においても、「積極的に早期発見に努めた」ことを示唆する情報はあがらなかった。

#### (質問8) 悠生君行方不明時の「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」の情報提供に関して

「嘘情報を提供することで捜索を妨害したこと事実はない」とわざわざホームページの事故説明で記載している理由が不明である。

特に遺族側からは、この文言に関し、撤回や改正の希望はない。しかしながら、この一文で「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」が、事故報告書(令和5年1月16日作成)および、回答書(令和5年3月16日作成)に多くの虚偽記載があることを公に認めていることになるため、真意が不明である。

#### ●ホームページ記載内容(令和5年6月13日確認)

X君が行方不明となつてからは、当事業所は警察関係者及び消防関係者に知り得る情報を全て提供しました。

(省略)

X君の捜索について、当事業所が嘘の情報を提供することで、捜索を妨害したような事実は一切ございません。

あくまでも悠生君の遺族は、悠生君が行方不明であった状況での「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」が警察や消防、さらに我々に提供していた情報は信憑性が高いと思っており、実際に多くの目撃証言等から得た情報とも殆ど一致している。

しかしながら、「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」が作成した事故報告書(令和5年1月16日作成)及び、回答書(令和5年3月16日作成)の内容と、当該事業所が悠生君の行方不明の時に提供していた情報と大きく乖離している点が散見されている。

さらには事故報告書(令和5年1月16日作成)の記載内容と、回答書(令和5年3月16日

作成)の記載内容にも大きな乖離が認められている。

従って、ホームページに記載している様に悠生君の捜索の時に嘘情報を提供したのでないのであれば、事故報告書(令和5年1月16日作成)および、回答書(令和5年3月16日作成)に多くの虚偽記載があることを認めていることになる。

特にこの情報には、事故当時の●●氏の移動行程や、見たか見なかったかのような単純な情報も含まれており、後に違う事が判明したというレベルのものではないものも多い。

従って、公に事故報告書(令和5年1月16日作成)および、回答書(令和5年3月16日作成)に多くの虚偽記載の存在を認めている事になる。

したがって当方としては、虚偽記載のない報告書の提出を求める。

#### **(質問9) ドメインの登録者名が「一般社団法人アクセス」になっている件**

現行のドメインが過去に宇津雅美が代表者を務めた「一般社団法人アクセス(代表者:宇津雅美氏)」になっている点について説明を望む。

当該事業所「一般社団法人アクセス(代表者:宇津雅美氏)」は、公金不正受給及び高槻市の監査に対し、虚偽の報告・答弁を行い指定障がい児通所支援事業者の指定取り消しの行政処分を受けている(令和2年3月18日)。

この指定取り消しの行政処分を受けている宇津雅美の弟が代表者を務める、「アルプスの森」のホームページのドメインの登録者名が、「一般社団法人アクセス」になっている。

従ってこれは、「アルプスの森(代表者:宇津慎史)」の内部的には「一般社団法人アクセス(代表者:宇津雅美氏)」のものをそのまま引き継いでいることを意味し得る。

すなわち「アルプスの森(代表者:宇津慎史)」の実質的な経営責任者は、宇津雅美であり、指定取り消しの行政処分を実質的には影響のない様になっている事が疑われる。

非常に悪質な事案である可能性が危惧される。

#### **(質問10) 行方不明になった原因や情報提供に関して**

あまりにも「アルプスの森(代表者:宇津慎史)」から提供される情報に嘘・偽りが多すぎて、まともに説明を頂いたという認識は当方にはない。

事故後の悠生君捜索の時に「アルプスの森(代表者:宇津慎史)」から受けていた説明と、事故報告書(令和5年1月16日)及び回答書(令和5年3月16日)の内容が全て一致しておらず、ホームページに載せている事故説明においても、明らかな新たな虚偽記載が数多く

存在している。さらには嘘の内容で、悠生君の母親が行っている Twitter に関しクレームをつけてきている状態である。

あまりにも多くの虚偽記載があり、この内容で情報提供に努めてきたと発言できる状況に驚愕を覚える。虚偽記載が多すぎて、行方不明になった原因は不明のままである。

#### ● ホームページの記載内容(令和5年6月13日確認)

行方不明となった原因等も説明し、情報提供に努めて参りました。

上記の(質問8)に関する事案において、「アルプスの森(代表者：宇津慎史)」側は、事故報告書(令和5年1月16日)及び回答書(令和5年3月16日)の記載内容に虚偽内容を含むことを認めているのであるから、今後、虚偽のない報告書の提出を希望する。

#### (質問11) Twitter に関する批判内容が当事者意識の欠如を感じさせるものである件

Twitter で悠生君の母親は「悠生君が発見された時は全裸であり、悠生君の意識がなくなる前に、悠生君が苦しくてもがいて脱げていったと警察からの説明を受けた」という内容の記載を行っている。

この tweet に対し、「宇津兄弟(宇津雅美及び宇津慎史)は遺体に掛けられたブルーシートの間から服を着ていた点を確認している」とし、事実関係の確認の為に上記説明を行った警察官の氏名を明らかにすることを求めるといった同 tweet 内容を非難する通知文(令和5年4月26日)を悠生君の両親に対して郵送してきている。

これに対応する為、悠生君の母親は直ぐに吹田警察に連絡を入れ、説明した警察官の氏名は不明だが、事故に関する報告には発見時裸であったことの記載が成されている事を確認した。この内容は電話にて「アルプスの森(施設長：宇津慎史)」側の弁護士に説明も行った。

当方としては、この自己都合に合わせ捏造した事実を基に、遺族を非難してくる宇津兄弟(宇津雅美及び宇津慎史)の心境が理解できない。特に悠生君は行方不明になっており、検視の後、司法解剖まで行われている。その結果に関し、警察から遺族が説明を受けているのは当然であり、その情報を遺族が持っているのは当然である。しかしながら、少なくとも宇津兄弟(宇津雅美及び宇津慎史)は警察側から遺族が説明を受けている事に関しても理解しているとは思えない発言をしており、当事者意識の欠如が伺える。

宇津兄弟(宇津雅美及び宇津慎史)はそれぞれどのように認識しており、自己都合に合わせた嘘を基に tweet 内容に避難をしてきたのか、その理由も含め明示して頂きたい。

**これら質問内容に関し、7月9日までに回答をお願い致します。**